

写

老発 0205 第 2 号
令和 7 年 2 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について

標記については、別紙のとおり「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内関係者に対して周知を図るとともに、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いする。

介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、都道府県が行う介護人材確保のための協議会の設置及び運営に必要な支援を行うとともに、各地で開催する求職者向けのイベントにおいて、訪問介護をはじめとする介護の仕事の魅力の発信や職場体験・職場見学等を通じた介護現場の具体的な情報提供等を行う取組を推進することにより、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人、その他の都道府県が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。なお、本事業を委託により実施する場合は、実施する事業の内容について、受託事業者と十分な協議を行うこと。

(1) 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営

都道府県は、介護人材の確保及び定着を図るため、地域の介護分野の業界団体のほか、社会福祉士会、介護福祉士会等の職能団体、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター、介護福祉士養成施設等の社会福祉教育機関の職員等により構成される介護人材確保のための連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

実施主体は、介護人材の確保及び定着を図るために必要な情報の交換を行うとともに、(2)及び(3)に掲げる支援の内容等に関する協議を行うものとする。

なお、連携協議会の名称については、地域の既存の組織と混同することのないよう、地域の実情に応じて、異なる名称を定めることとして差し支えないものとする。

また、連携協議会を新設するほか、既に都道府県が設置する類似の機能及び役割を持つ組織が存在する場合は、当該組織を本事業における連携協議会として位置づけた上で、(2)及び(3)に掲げる支援の内容等に関する協議を行うことも可能とする。

(2) 介護人材確保に関する求職者向けのイベントの実施支援

連携協議会は、介護人材の安定的な確保と定着の推進を図ることを目的として、以下に掲げる業務等を実施するものとする。なお、ア及びカの業務は必ず行うこととするほか、イ～オの業務については、地域の取組状況を踏まえ、適切に実施するものとする。

ア 求職者向けのイベントの目標設定、年間開催計画の策定、企画立案、実施

連携協議会は、介護人材の確保について、都道府県介護保険事業支援計画を踏まえつつ、本事業の実施により達成を目指す適切な目標設定を行った上で、その実現に向けた求職者向けのイベント（以下「求職イベント」という。）の年間開催計画を策定し、当該計画に基づき、求職イベントの企画立案及び実施する。

求職イベントの実施に当たっては、採用のミスマッチを防止する観点から、以下に示すもののほか、介護の魅力を発信し、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保及び定着に資すると考えられる求職イベントを、地域の実情に応じた適切な頻度で行うこと。

また、求職イベントの内容には、原則として、訪問介護に関する内容を盛り込むこととする。

（ア）業務説明会

例）介護職員やホームヘルパー等が仕事のやりがいや具体的な業務を説明するもの。

（イ）合同面接会

例）地域で実際に求人のある介護施設や介護事業所が合同で面談を実施するもの。

（ウ）施設見学、職場体験

例）地域で実際に求人のある介護施設や介護事業所の見学や職場体験を実施するもの。

イ 公共職業安定所との連携

連携協議会は、公共職業安定所と緊密に連携して、失業中の求職者や福祉系の専門学校を卒業した求職者、過去に介護の分野に従事した経験のある求職者等、幅広い層の求職者の参加が得られるよう、それぞれの求職者のニーズに合致した手法及び内容によって求職イベントの周知を行う。

なお、失業中の求職者へのアプローチの観点から、求職イベントへの参加を雇用保険の受給に当たって要件となる求職活動実績に含めることもできる。

ウ 求職イベントの主催者への開催支援

連携協議会は、求職イベントの主催者に対して、会場やスタッフの確保、ゲストスピーカーの派遣、必要な消耗品の調達その他の求職イベントの開催に必要な各種手続を行い、求職イベントの実施を支援する。

エ 地域の介護事業者への参加要請

連携協議会は、求職イベントに参加する現役の介護職員やホームヘルパー等を確保するため、地域の介護事業者への参加要請を行う。特に、小規模な事業者も求職イベントに参加できるよう配慮すること。

オ 広報活動の展開（厚生労働省の各種広報資料の活用）

連携協議会は、チラシやweb広告を作成し、厚生労働省が作成した既存の各種広報資料も活用しながら、求職イベントについて、積極的な周知・広報を行う。

なお、周知・広報については、失業中の求職者や福祉系の専門学校を卒業した求職者、過去に介護の分野に従事した経験のある求職者等、幅広い層の求職者に対して広報を行うこと。

カ 参加者からのフィードバックの収集、イベントの質の向上

連携協議会は、求職イベントに参加した者に対してアンケート等を行い、収集したフィードバックについて連携協議会で分析を行った上、その後の求職イベントの質の向上に努めること。

(3) その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援

連携協議会は、(1)及び(2)のほか、その目的の範囲内において、地域の実情に応じて、介護人材の確保及び定着のために効果的と考えられる試行的な支援を柔軟に行うことができるものとする。

ただし、他の補助金等の対象となる支援や、連携協議会を構成する機関が本来業務として取り組むこととされている支援は除く。

4 補助額

補助対象となる都道府県ごとに、次の(ア)及び(イ)により、算出された額以内の金額で補助を行う。

(ア) 対象経費

3の(1)から(3)に定める内容の事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金を対象とする。

(イ) 補助基準額

① 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営に要する経費

1 都道府県当たり 300 万円

② 介護人材確保に関する求職イベントの実施支援

1 都道府県当たり 2,000 万円

※ 求職イベント当日の合同説明会等に参加する介護事業者の代替職員の人件費を含む。

③ その他介護人材の確保及び定着に必要と考えられる支援

1 都道府県当たり、厚生労働大臣が必要と認める額

(ウ) 補助率

ア 次の表の第1欄に定める種目ごとに、(イ)の①～③に定める補助基準額と(ア)に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

1 種目	2 補助率
(1) 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営	2 / 3
(2) 介護人材確保に関する求職イベントの実施支援	
(3) その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援	

5 実施上の留意事項

(1) 連携協議会においては、より効果的かつ多くの方の参加が見込める求職イベントの実施方法及び内容について十分に検討すること。

例えば、求職イベントを実施する際に、現役の若手介護職員による座談会や、認知症当事者とその家族の集いなど介護に関する様々なイベントを併せて行うことや求職中の者や新卒者、一般の学生、社会福祉教育機関の学生、介護業務の経験者等、参加者の立場によって介護分野への関心度合いは異なることから、求職イベントの内容をより効果的なものとするため、開催の都度メインターゲットを分けるといった手法も考えられる。

(2) 地域の介護事業者への参加要請及び参加事業者の選定をする際には、事業所規模や所在地といった事業所の属性に偏りが生じないように努めること。

また、参加費を徴収することは妨げないが、その料金設定に当たっては、規模の小さい事業所であっても参加することができるよう、例えば、職員数や収益の規模等の事情を勘案し、多段階で設定する等の工夫をすること。

(3) 介護事業者が業務説明会等の求職イベントに参加・協力する際は、介護職員やホームヘルパー等が本来業務から離れることになるため、求職イベントに参加する職員の代替でシフトに入る職員の人件費を支給する等、参加事業者に過度な負担がかからないよう配慮すること。

(4) 求職イベントに関する広報活動を行う際には、様々な広報媒体を活用するなどして管内の市区町村・住民に対して幅広く周知されるよう配慮すること。特に学生に対しては、都道府県の学事担当課とも連携した上、広報媒体を地域の学校に置いていただくなどより多くの学生に求職イベントの情報が届くよう配慮すること。

6 その他留意事項

(1) 都道府県は、3 (1)、(2) 及び (3) のいずれの補助も受けることができる。

(2) この実施要綱に基づき実施する事業に必要な経費（他の補助金等の対象となる支援は除く。）については、別に定める交付要綱により、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。